

議案第 27 号

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市児童遊園設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 196 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表
中下線及び太線の部分である。

改正後			改正前		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第 2 条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。			第 2 条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
番号	名称	位置	番号	名称	位置
1～50	略	略	1～50	略	略
51	伏原西浦池隣ちびっこ広場	橋本市高野口町伏原 175 番地の 3	51	名古屋児童館ちびっこ広場	橋本市高野口町名古屋 1188 番地の 4
			52	名古屋ちびっこ広場	橋本市高野口町名古屋 1150 番地の 2
			53	伏原西浦池隣ちびっこ広場	橋本市高野口町伏原 175 番地の 3
(行為の禁止) 第 3 条 略 (目的外利用の許可) 第 3 条の 2 児童遊園を第 1 条に定める目的以外に利用しようとする者は、市長の許可を得なければならない。この場合における使用料の額は、橋本市都市公園条例(平成 18 年橋本市条例第 195 号)第 13 条及び別表第 2 の 1 から 3 までの規定を準用するものとする。			(行為の禁止) 第 3 条 略		

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。